時とき　所ところ　内内容　対対象・定員　¥料金　持持ち物
申申し込み　問問い合わせ・申込先　Fファクス　EEメール

弘前市長選挙および弘前市議会議員補欠選挙は、４月５日(日)に告示され、４月 12 日(日)が投票日になります。私たちの声を市政に反映させるための大切な選挙です。忘れずに投票に出掛けましょう。

●投票時間　午前７時～午後８時
※一部の投票所は午後６時まで／期日前投票所と共通投票所は投票時間が異なります。

●選挙資格
年齢要件 平成 20 年４月 13 日までに生まれた人
住所要件 令和７年 12 月 26 日以前から当市の住民基本台帳に引き続き記録されている人

●投票方法
投票用紙に「候補者氏名」を記載して投票します。

●投票所
①投票入場券に記載の指定投票所
②共通投票所

開設日	投票日当日
投票場所	ヒロロ(駅前町）３階多世代交流室２
投票時間	午前９時～午後８時
注意事項	❶住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ❷投票の際はヒロロ駐車場（1 時間無料）をご利用ください。

●投票所入場券
今回の選挙より、投票所入場券の様式が変更となります。１枚の圧着はがきに最大４人まで印刷されるほか、期日前投票で使用する「宣誓書」が裏面に印刷されます。入場券は４月８日ごろまでに配達される予定です。受け付けに提示いただくと名簿との照合がスムーズになりますので、できるだけ投票所へ持参してください。入場券が届かなかった場合でも、本人と確認できれば投票できますので、投票所の係員まで申し出てください。

○○選挙

00000-00000-00	弘前　さくら
投票日時	令和○年○月○日　午前7時00分～午後8時00分
投 票 所	○○集会所

（事務処理欄）※事務処理欄は職員が使用します。

到着番号	名簿対照	投票方法	投票用紙交付
		□代理投票　□点字投票 □仮 投 票　□代理の仮投票	□市長 □市議

▲投票所入場券（表）

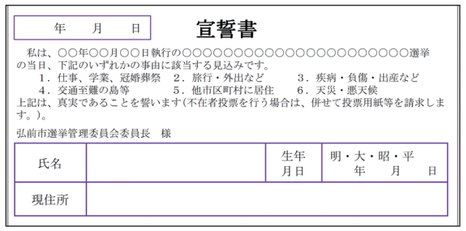
年　月　日　**宣誓書**

私は、○○年○○月○○日執行の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。
1．仕事、学業、冠婚葬祭　2．旅行・外出など　3．疾病・負傷・出産など
4．交通至難の島等　5．他市区町村に居住　6．天災・悪天候
上記は、真実であることを誓います（不在者投票を行う場合は、併せて投票用紙等を請求します。）。

弘前市選挙管理委員会委員長　様

氏名		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日
現住所			

▲投票所入場券（裏）

●不在者投票（滞在地での投票）
仕事や用事などで投票日に市外に滞在し、期日前投票もできない人は、不在者投票ができます。希望する人は、投票用紙の請求手続きが必要です。
手続き方法 マイナポータル「ぴったりサービス」／不在者投票請求書兼宣誓書を郵送か持参で提出
※様式は選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。代理人による手続きも可能です。
手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票してください（郵送期間の関係上、早めの手続きや投票をお願いします）。
▲マイナポータル

●在宅投票
重度の身体障がいなどで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、郵便等による不在者投票ができます。該当者は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で下表の障がいのある人、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が**「要介護５」**の人です。

身体障害者手帳 障害名	障害の程度 1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	／
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	－	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳 障害名	障害の程度 特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	／
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のいずれかを持って（代理人可）、選挙管理委員会事務局で手続きをしてください。

●選挙公報
候補者の経歴・政見を掲載した選挙公報を、投票日の前日までに各世帯へ配布します。市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

●親子で投票に行きませんか？
投票所には 18 歳未満の子どもと一緒に入ることができます。総務省の調査によると、子どもの頃に親の投票に同伴した経験がある人は、ない人と比較して投票した割合が高いことがわかっています。
投票所の様子や、親が投票する姿を見ることは、子どもの将来の投票につながっています。ぜひお子さんと一緒に投票所へお越しください。
※子どもを投票所に同伴させる場合は、大声で騒いだり、他の人の投票をのぞき見ることなどがないようルールを守ってください。

●投票の支援を行います
投票所での係員との意思疎通や、投票の方法に不安がある人などがスムーズに投票の手続きができるよう、各投票所にコミュニケーションボードを用意します。県ホームページからダウンロードし、投票所に持参することもできますので、ぜひご活用ください。

●期日前投票
仕事や用事などで投票日に投票できない人は、次のとおり期日前投票ができます。

投票期間	４月６日（月）～ 11 日（土）				
投票場所	弘前市役所（上白銀町）前川新館１階市民ギャラリー	岩木庁舎（賀田１丁目）１階多目的室	相馬庁舎（五所字野沢）多目的室	総合学習センター（末広４丁目）１階中会議室	ヒロロ(駅前町）３階多世代交流室２
投票時間	午前８時 30 分～午後８時	午前８時 30 分～午後６時			午前 10 時～午後８時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票できます。 ②投票所によって投票時間が異なりますので、注意してください。 ③受け付けをする際、投票所に当日行けない理由を記入した「宣誓書」の提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券の裏面に様式がありますので、氏名･生年月日･住所等を記入し、提出してください。 ※投票所入場券の裏面に記入する場合、来場前の宣誓書記載にご協力をお願いします。 ④ヒロロで投票する際はヒロロ駐車場（1 時間無料）をご利用ください。				

問選挙管理委員会事務局（〒 036-8551、上白銀町１の１、市役所６階、☎ 35-1129）